

《参考資料 1》平成 19 年度財政危機の克服のための緊急取組について(平成 17 年度における取組)

(単位:億円)

緊急取組項目	計 画 案		17 年度における取組		
	取 組 内 容	17 年度計画見込額 (3ヶ年見込額)	取 組 内 容	17 年度予算 効果額	
施策の再構築	水道事業会計への一般会計繰出金の休止	府営水道の経営状況や一般会計の財政状況を踏まえ、計画期間中、一般会計繰出金を休止する。	13 (74)	・一般会計繰出金の休止	13
	建設事業の重点化	建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね 10%を削減する。また、これに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図る。	37 (113)	・建設事業費の概ね 10%を削減	37
	流域下水道事業のあり方・維持操作補助金の見直し	市町村と共同で、今後の事業運営のあり方について検討し、緊急取組期間内を目途に具体的な方向性を示す。受益と負担の最適化、市町村との役割分担の観点から、一部事務組合等に対する維持操作事務府費補助金について、見直しを行う。	— (3)	・市町村と共同で、今後のあり方について検討 ・維持操作補助金の一部見直し	1
	施策評価や事務事業見直しによる取組	施策評価などを活用して、事業の必要性や効果などの観点から限られた府の資源を投入すべき施策領域について厳しく選択と集中を行うことを基本に施策の再構築や事務事業の見直しを行う。	15 (60)	・庁舎借上料の縮減 ・生活困窮者援護費関係制度の見直し ・施策評価による取組 など	38
	小計	—	65 (250)	—	89
組織等の再構築	定数削減に向けた取組	23 年度までに一般行政部門 3,200 人の削減に向けて、緊急取組期間で 1,000 人を削減する等。 ○23 年度までの削減見込 (うち緊急取組期間における削減) ・事務事業の見直し・出先機関の再編 1,250 (300) 人 ・アウトソーシングの実施 900 (250) 人 ・事務効率化 450 (150) 人 ・独立行政法人化 600 (300) 人 合計 3,200 (1,000) 人	20 (120)	・一般行政部門において約 500 人削減等	20 (特別会計分等を除く)
		○期末・勤勉手当の削減 17 年度から 3 年間、全職員の期末・勤勉手当を削減する。 ○管理職手当の見直し 国及び他府県との均衡等を考慮し、支給水準を引下げる。		○期末・勤勉手当の削減 ・指定職：10%カット ・管理職：6%カット ・その他：4%カット ○管理職手当の見直し ・国及び他の都道府県の状況等を考慮し、支給割合の引き下げ ○特殊勤務手当等の見直し	〔知事等特別職の期末手当の削減 ・知事 30%・副知事 15% ・出納長 10%・その他特別職 10%〕

	勤務条件等の見直し	<p>○時間外勤務の縮減 時間外勤務の縮減を図り、手当総額を削減する。</p> <p>○退職時の特別昇給の廃止（16年度実施） 定年・勤奨退職者に対する特別昇給制度を廃止する。</p> <p>○非常勤（若年）特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し検討 非常勤（若年）特別嘱託員をこれからの学校教育に求められている課題への対応や経費の効率的執行の観点から、さらなる活用を行う。また、今後の退職者数の増加等の状況を踏まえ、非常勤（若年）特別嘱託員制度の見直しを検討する。</p> <p>○職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減 他府県との均衡を踏まえ、職員互助会、教職員互助組合、警察職員互助会に対する補助金を削減する。</p>	110 (390)	<p>○時間外勤務の縮減 ・年間360時間の上限規制を導入</p> <p>○非常勤（若年）特別嘱託員のさらなる活用と制度の見直し検討 ・学校教育において、教育に求められる課題への対応や初任者研修等定数内活用などを行う。 ・18年度から非常勤（若年）特別嘱託員の新規採用を行わないことを前提に制度の見直しを検討する。</p> <p>○職員互助会・教職員互助組合（職員の福利厚生団体）への補助金の削減 ・補助金を16年度比10%削減 （補助率：掛金1に対して0.86⇒0.77） 〔18年度以降は16年度比20%削減〕 （補助率：掛金1に対して0.69）</p>	110
	出資法人改革 （公の施設改革を含む）	19年度までに総額45億円程度の歳出抑制及び歳入確保をめざす。	5 (45)	<p>○事務事業の見直し、人員削減、公の施設改革等 （法人数の削減 17年2月 現在61法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散：4法人 ・統合：5法人⇒2法人 ・関与の見直し：4法人 <p>11法人削減</p>	6
	小計	—	135 (555)	—	136
歳入の確保	府税の徴収向上	課税調査や滞納整理の充実強化など税収確保に積極的に取り組む。特に、個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化するなど従来の対策と合わせてさらなる取組をすすめる、府税の徴収向上に努める。	30 (90)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の中間登記省略調査等課税捕捉調査の強化 ・個人府民税の直接徴収体制を構築し、徴収向上に向けた取組を強化 ・高額滞納事案の集中処理 ・自動車税の滞納整理の強化 等 	30
	府有財産の売払い	職員宅舎の廃止や府営住宅の建替により生み出された府有地等について、庁内全体での活用の検討や地元市町村の活用意向を把握するなど、必要な手順・手続きを踏んだ上で処分可能な府有地について引き続き売払いに努める。	110 (330)	府有財産の有効活用を図るとともに、処分可能な府有地については積極的に売払いを実施し、計画額の確保に努める。	110
	小計	—	140 (420)	—	140
合計	—	340 (1,225)	—	365	